

## 「明石市立夜間休日応急診療所」及び「あかしユニバーサル歯科診療所」の 次期指定管理者候補者の選定について

### 1 取組方針

明石市立夜間休日応急診療所及びあかしユニバーサル歯科診療所については、2025年3月末に指定管理者の指定期間満了を迎えることから、引き続き、市民生活における安心の確保と施設の効率的な運営を図るため、指定管理者による管理運営を継続し、次のとおり次期指定管理者候補者の選定を行うものとします。

#### (1) 対象施設

- ①明石市立夜間休日応急診療所
- ②あかしユニバーサル歯科診療所

#### (2) 選定方法

非公募とします。

明石市立夜間休日応急診療所の現指定管理者である一般社団法人明石市医師会は、市内の多くの医療機関から医師が加入している団体で、当該応急診療所に関して、安定的な医師の確保と医療の提供が可能な唯一の団体である。

あかしユニバーサル歯科診療所の現指定管理者である一般社団法人明石市歯科医師会は、市内の多くの歯科医療機関の歯科医師が加入している団体で、当該歯科診療所に関して、安定的な歯科医師の確保や市民の歯科口腔保健の維持、隣接する市民病院との医科・歯科連携による地域医療提供体制の確保が可能な唯一の団体である。

このように、これらの施設の運営を通じて、さらなる市民サービスの向上が期待できることから、いずれも公募によらず引き続き現指定管理者を選定することとします。

#### (3) 指定期間

5年間（2025年4月1日から2030年3月31日）

#### (4) 利用料金制度

いずれも比較的軽症の急病患者的応急的診療を目的に設置している施設であり、指定管理者の自律的な経営努力は困難であることから、利用料金制は採用しません。

### 2 選定スケジュール

時期	内容
2024年10月	指定管理者候補者へ仕様書等を提示 指定管理者の書類審査
2024年11月	選定結果の通知・指定管理者候補者の公表
2024年12月	指定議案の提出（令和6年12月議会） 指定の通知及び告示・公表
2025年1～3月	基本協定・年度協定（2025年度）の締結
2025年4月	次期指定管理者による管理運営業務の開始